

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

空気の澄み渡った朝、マンションのベランダから筑波山が眺望できます。その山系の清純水と気候から生み出された醸造酒が国内最大の杜氏組織の鑑評会で首席に輝きました。6代目蔵元、浦里知可良 29歳。

歴代の蔵元の思いと技をリレーのように144年間引き継ぎ、甘みとキレを両立させた「霧筑波」を檜舞台に引き上げました。

酒造りの蔵人の最高責任者である杜氏。その名に相応しい人間性を極めるまで、彼は杜氏を名乗りません。酒造りは米を磨くことから始まります。技を極めることは自分を磨くことでもあります。

私の書棚より

○先進国の大都市が、気候変動に与えている甚大な影響をはっきりと認めなければならず、その是正こそが「気候正義」を実践する第一歩である。

○拡張を続ける経済活動が地球環境を破壊しつくそうとしている今、私たち自身の手で資本主義を止めなければ、人類の歴史が終わりを迎える。資本主義ではない社会システムを求めることが、気候危機の時代には重要だ。コミュニティこそ「人新世」の時代に選択すべき未来なのである。

「人新世の資本論」
斎藤幸平著 集英社新書

税務アンテナ

□所得税法では、個人から法人に対して、時価の2分の1に満たない程の著しく低い価額による譲渡があった場合には、時価により資産の譲渡があったものとみなされ、所得税が課税されますが、個人間の譲渡には適用されません。

相続税法では、著しく低い価額による譲渡があった場合には、当該対価とその財産の時価との差額相当額を、財産の譲渡者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることがあります。

ただし、親族間ではなく、第三者間の取引であれば、原則として、当事者の合意が尊重されて、課税の対象とはなりません。

□給与と外注費の区分は、所得税の源泉徴収や消費税の課税の要否、社会保険料の負担の要否の判定に影響を及ぼします。

給与は、雇用契約に基づき、雇用主の指揮命令に服し、時間が拘束されるものです。

外注費は、支払者からの拘束性や指揮監督がなく、材料や用具等の供与がなく、引渡しの際の完了していない完成品を滅失した場合には、対価の支払を受けることができません。また、請求書は自らが計算して発行する必要があります。確定申告をしなければなりません。

これらを含めて、総合勘案して判定する必要があります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告(予定申告) ○9月、12月、3年3月決算法人の消費税中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『やったことは、失敗しても笑い話にできる。しかし、やらなかったことは、後悔するだけだ。』 by マーク・トウェイン